



皆さんこんにちは、令和5年度が始まりました。
今年度(令和5年度)は、県内では約600組織が事業年度の最終年度となり、令和6年度が再認定となりますので、再認定に向けての準備が必要となります。ご注意ください。
今月は、R5年度のあらましから抜粋して「施設の長寿命化」について、重要な部分をお知らせします。

☆長寿命化の工事をする場合必ず事前に計画を立てて協議会の審査が必要です

資源向上支払交付金（施設の長寿命化）

老朽化が進む農地周りの農業用排水路、農道などの施設の長寿命化のための補修・更新等の活動を支援します。

補修(例)



摩耗した水路壁への表面被覆材の塗布



未舗装農道の舗装



漏水箇所への補修

更新等(例)



コンクリート水路の更新



ゲート、バルブの更新

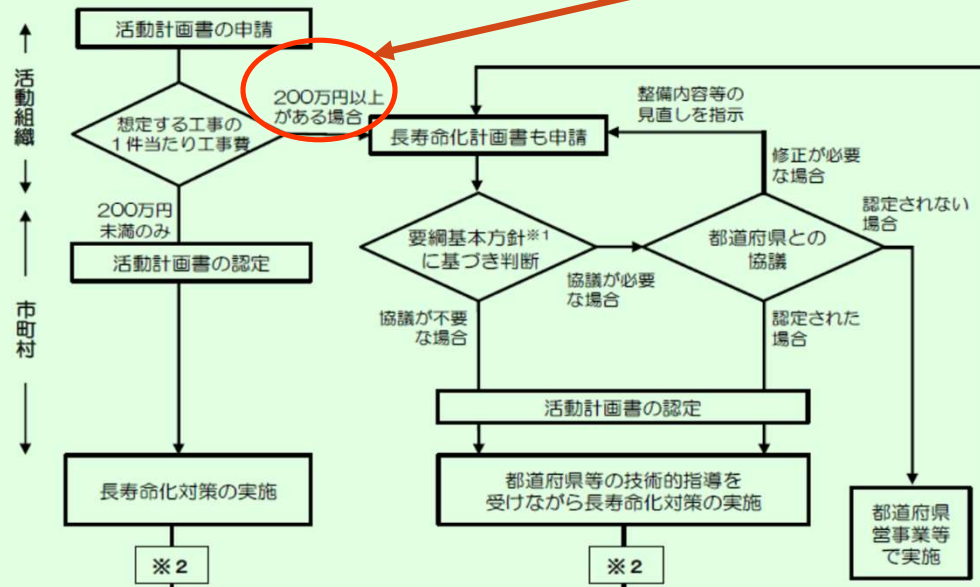
※令和元年度から、交付金の効率的かつ効果的な執行の観点から、原則として「工事1件当たりの費用は200万円未満」とします。

200万円以上の工事を実施する場合には、「長寿命化整備計画書※」を策定し、活動計画書に添付し、市町村へ提出して審査を受ける必要があります。

なお、200万円以上の工事については、ほかの長寿命化対策に係る事業の活用を検討し、適切に事業の選択を行ってください。

※長寿命化整備計画書とは、長寿命化対策を行おうとする施設の名称、機能診断結果、活動内容、概算事業費、位置等を記載したもの。

○長寿命化対策の実施フロー図



※1 長寿命化対策を行う際に都道府県と協議を行う場合の要件や、都道府県等の技術的指導の内容などを都道府県が定めるもの。

※2 活動計画書の認定後、新たに工事1件当たり200万円を超えることが判明した場合、改めて活動計画書と長寿命化計画書を申請すること。

注意!!
組織が1集落
できている
場合は、200
万以上の工事
は、できませ
ん!!

重要!!
計画を変更して
200万円以上にな
った場合、県の
基本方針の条件
にあわない組織
は、全額返還等
になりますので、
注意してください。

